

令和3年3月23日

白河市教育委員会

3月定例会会議録

令和3年3月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年3月23日(火)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時59分

場 所 ひじりん館 集会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第6号 白河市学校施設長寿命化計画の策定について
- 議案第7号 白河市立小学校及び中学校通級による指導の実施要綱の一部を改正する要綱
- 議案第8号 白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第9号 令和4年度成年年齢引下げ後の成人式について
- 議案第10号 白河市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第11号 中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第12号 中山義秀記念文学館の臨時休館について
- 議案第13号 図書館の臨時休館について
- 議案第14号 令和3年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について
- 議案第15号 令和3年度白河市立小・中学校管理職(校長)の人事異動について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 颯 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 欠席委員

なし

○ 出席説明員

理事兼教育次長	水野谷 茂	教育総務課長	田崎 修二
学校教育課長	加藤 正行	生涯学習スポーツ課課長	遠藤 英喜
中央公民館長	根本 純子	図書館長	田中 伸哉
健康給食推進室長	小針 博之	学校統合準備室長	和知 秀年

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 高久 忠雄 教育総務課副主査 小針 拓也

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 00 分開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 3 年白河市教育委員会 3 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に、日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に、日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、高久教育総務課課長補佐、小針教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

それでは、報告いたします。

小学校・中学校の卒業式に参列していただきありがとうございました。新型コロナウイルスの感染予防のため、通常通りとはいきませんが、それぞれの学校では思いのこもった式になったと思っております。本年度の卒業生の人数ですが、市全体で小学校 5 1 3 名、中学校 5 5 2 名で昨年度に比べて小学校で 4 名減、中学校で 3 0 名減となっております。なお、来年度の入学生の人数は、3 月 1 9 日現在で、小学校 4 4 8 名、中学校 5 1 0 名で本年度に比べて小学校で 6 2 名減、中学校で 5 名減となっております。

次に人事異動の案件が本日あります。この人事異動により次年度の教育委員会や各学校の組織が決まり、本年度が終了となります。本年度は高橋委員が新しく加わり、委員の皆様方の温かいご支援により、今まで経験したことのない新型コロナウイルス感染症予防にどうにか対応して年度末を迎えることができました。委員の皆様方に御礼申し上げます。今後どうなるのかなかなか見通しのつかない新型コロナウイルスの対応を含め、教育委員会として様々な課題がありますが、4 月からもさらに充実した教育行政が推進できるよう皆様方のお力添えのほどよろしく申し上げます。

以上です。

日程第5 各課所報告

○教育長

続いて、日程第5、議事に入ります。今回提案しました議会の議案のうち、議案第14号及び議案第15号並びに日程第7その他の教職員については、人事案件がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号並びに日程第7その他の教職員については、非公開として後ほど審議することといたします。

それでは、議案第6号「白河市学校施設長寿命化計画の策定について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、議案第6号「白河市学校施設長寿命化計画の策定について」ご説明をいたします。まず初めに資料の訂正をお願いします。「白河市学校施設長寿命化計画」の3ページ「3 計画の期間と見直し」に記載されている「表郷地域小学校1校の改修」を削除してください。続きまして、「概要版」の4ページ「多面的な見直しの例」に記載されている「学校施設の配置は規模の適正化」を「学校施設の配置や規模の適正化」に訂正してください。

それでは、白河市学校施設長寿命化計画の策定について、概要版に沿って説明させていただきます。まず、「1 計画の目的」をご覧ください。本市の学校施設は、老朽化が進んでおり、大規模改修や改築（建替え）に伴う多額の費用が必要となってきております。一方で、今後は人口の減少による税収減や高齢化による社会保障の増加により、財政状況は厳しい状況であります。このような状況のなかで、施設を整備していくのにはどのようにすれば良いのか、各自治体で同じような悩みを抱えております。国においては、各自治体で学校施設の整備計画を策定することとし、学校の建設のときに、その建設に係る費用の補助を優先して行うことが示されています。このため、本市では、本計画を策定するものです。

また、学校施設は、40～50年サイクルで更新をおこなっておりますが、今後も同様に更新を行うとした場合に見込まれる施設の維持・更新コスト等を試算し、その時の財政状況を勘案することで、学校施設を適切に維持するためには、何が最適であるかを検討することが重要であります。これにより整備方針の見直しと、令和3年度から30年間の整備計画と、今後10年間の具体的な整備内容を示すのが、計画の目的となっております。

1ページに記載している表は、市の学校施設の現状がどのようになっているのかを示すため、築年別の整備状況として本市の今までの各学校施設の年度別の整備状況をグラ

フとしております。注意点として、黄色の枠内に「築20年以上63棟」とありますが、市の施設は現在77棟となっておりますので、82%が築20年以上となっている状況にあります。また、この表では、平成2年度前後に棒グラフが集中して高くなっております。このことから本市がその時期に多くの施設を建設していることが分かります。

続きまして、2、3ページをお開きください。掲載している2つの表は、国が示す2つの整備手法を行った場合の本市におけるコストの比較表になっております。2ページの表は従来どおりの整備手法（従来型）をとる場合で、3ページの表は、長寿命化を図る整備手法（長寿命化型）をとる場合を表しています。この2つの整備手法についてご説明をしますので、別紙「白河市学校施設長寿命化計画」の19ページをご覧ください。2つの整備手法による表を記載しております。

上の表は、従来の保全パターンのもので、ほとんどの学校施設で行っています。築20年を過ぎると修繕が必要となってくるので、それに合わせて屋根などの部分的な修繕を行うなど機能回復を中心とした修繕を少しずつ行い、最終的に耐用年数の築50年で建替えを行うものです。

下の表は、長寿命化のパターンのもので、算定の手法として国が示しています。鉄筋コンクリート造の建物を丁寧に維持管理し、躯体を築80年後まで使用するものです。

まず、築20年後に竣工当時と同等の機能を戻すような改修を行います。その後、築40年後に長寿命化を図り性能レベルを上げる改修を行います。今回の白河市役所の改修でも、LED照明化、OAフロアへの改修などの性能を向上させています。その後、築60年後に大規模改修を行います。長寿命化パターンは、要求される性能レベルまで求めない代わりに、施設の寿命を80年まで延ばすという考えの手法になります。

概要版の2ページをご覧ください。従来型について、「本市の学校施設の建築時期は、平成の初め頃に集中しているため、建築後20年頃で大規模改修工事を行い50年頃に改築を行う従来どおりの整備手法をとる場合、今後40年間の維持・更新コストは、総額599億円、年平均で15億円が必要となります。これは過去5年に要した経費の年平均である9.9億円の1.5倍となり、本市の財政にとって大きな負担となります。さらに、令和21年から令和29年までに施設の改築が集中することから、この費用が本市の財政を逼迫します。」とあります。

3ページをご覧ください。長寿命化型について、「改築の時期を建築から80年後まで延ばして長寿命化させるため、機能向上と機能回復を図る修繕・改修を実施するためのコストを加えました。試算の結果、今後40年間の維持・更新コストは総額511億円となり、従来型の更新サイクルでの維持・更新コスト599億円と比較して、88億円（約14.7%）を軽減できる見込となりました。また、従来型での令和21年から9年間続く改築工事費用が長寿命化改修により分散され、集中してコストが増加することがなくなりました。」とあります。3ページの表の棒グラフの白点線が、2ページのグラフで実際かかる費用となっていた箇所のため、これらが分散化されるというメリットもあります。

今後は、築40年が経過していない施設の長寿命化を図ったとしても、維持・更新に係るコストは現在の水準より上回る状況です。少子高齢化による収入減や社会保障費の増加もあり、施設の維持に係る費用を確保することは厳しい状況になっています。

そのため、多面的な見直しを行っていく必要があります。学校の統廃合の検討や、児童生徒数にあわせた減築などの学校施設の配置や規模の適正化が必要となります。例えば、白一小について建替を計画する際に、建築時は児童数が多かったが、現在の人数は少なくなっているため、これから将来どのように変わっていくか見据えて減築を検討しなければならないと思います。

また、維持・更新時のコスト軽減として、先進技術によりコスト削減できないかどうか、例えば照明器具の LED 化により電気コストを削減するなどを多面的に見直しております。

続いて、「6 今後10年間の整備方針」であります。今回の整備計画は、基本的に補助金を受けるということが前提となり、具体的に改築を進めている白二中、白一小を計画に定めています。統合が見込まれる大信地域については、今後の方針が決まり次第計画に反映することとします。

最後に、「7 計画の見直し」であります。計画は基本的に10年に1回見直しますが、5年程度でまず多面的な見直しを含め、見直しを図っていきます。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

躯体の部分について十分に聞かせていただきましたが、建具などは20年といわず、破損する例があるかと思いますが、そのような作り付けの物の修理については、暫時進めていくという形で計画の中には盛り込まれていくのでしょうか。

○教育総務課長

今回の施設については、主に躯体と電気設備、機械設備ですので、備え付けの備品等が壊れた場合は、必要性、安全性を確認し、市の予算額のなかで対応していきますので、今回の計画には盛り込んでおりません。

○高橋委員

もう1点ですが、現在勤めている学校で、度々ブレーカーが落ちることがあります。照明はもちろんですが、エアコン、空気清浄機、加湿器もコロナ対応が必要となります。これらの備品は、学校の PTA に寄付いただいたものを設置していますが、使用すると電気の消費量が増え、授業中にブレーカーが落ちることもあります。今後タブレット等を使っていく機会も増えると思います。もちろん LED にすることで節約されるかと思いますが、各学校の電気の容量の部分について見直しをすることも必要でないかと思いました。コンセント数が足りず、廊下からあまり良くない状態で線を繋いでいる学校もあると思われるので、特に古い校舎であればあるほど検討が必要になるかと思っています。

○教育総務課長

学校の声をよく聞き取り、対応していきたいと思っています。

○教育長

他にございますか。

○瀧澤委員

長寿命化計画ということで、実施するのは国の補助を優先的にいただけるということの説明でしたが、これは今新築で作られている白二中とか、これから老朽化がひどいから新築をいついつぐらいまでは作るけれど、例えばこの指針に従っていつごろからは長寿命化を進めていくための計画を立てて実施するってということになるとどのようになりますか。

○教育総務課長

白河市学校施設長寿命化計画の22ページをご覧ください。令和3年から令和12年の計画のなかで予定されているものを載せております。当初予算のときに少し説明をさせていただきましたが、白河第一小学校の検討委員会を立ち上げ、10年後を待たずして着工できれば良いのですが、今後どうしていくのかは今後の検討委員会で検討をします。着工時に計画にあがっていないと補助金を受けることができなくなりますので、まずは計画のなかで具体的に各施設について載せています。

もう1点ですが、長寿命化計画に該当しなければいけないということではありません。白河市学校施設長寿命化計画の13ページの表をご覧ください。市の施設はほとんど築20年を経過しております。白一小は、すでに築48年から50年を経過しており、長寿命化計画は間に合いません。表の色がついている行は、築30年を経過しております。次の10年計画のなかで、この表の築40年経過しているものは長寿命化計画の対象となりません。令和2年度作成のものなので表郷小学校も長寿命化計画はできません。このような施設は改修という形で、従来型の築50年経過するときに建て替える形で国から補助金を受けることができます。これから築40年を迎えるものについては、計画を立てながら、今回は全体的な長期的な視野には当たってなかったのですが、5年後の見直しのときには、長寿命化計画のやり方など他施設についても入れていかなければならないのかと思います。

○瀧澤委員

その地域に住んでいる方からすれば、今までは改築だったのに、これからは改修みたいになるとか、その辺がうまく理解できるのかと思います。早めに分かればよいと思います。年度をしっかりと示すとまた違うのかと思います。聞いていてどこがどのようになっているのか分かりにくかったです。

○教育総務課長

具体的にすると立替等の確約と期待させてしまうが、実際には国の補助金を受けることや議会で予算の承認を得た上で施設を作るため、このような計画となっています。

○瀧澤委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「白河市立小学校及び中学校通級による指導の実施要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

2ページをご覧ください。議案第7号「白河市立小学校及び中学校通級による指導の実施要綱の一部を改正する要綱」についてお諮りします。

通級による指導というものは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けますが、一部の授業について、その児童生徒の障害に応じた特別の指導を通級指導教室といった特別な場で受ける形態のことです。

本市では、白河第一小学校と表郷小学校にそれぞれ設置してございます。具体的には、例えば、集中力がなかなか持続しないという障害がある児童には、その集中力を高めるようなトレーニングを、感情が高ぶってしまうような児童には、自分の感情をコントロールできるようなスキルを身に着ける学習を個別に受けるものです。

議題である要綱の改正であります。国の学校教育法施行規則が平成19年12月に改正されたことにより、引用する条項にズレが生じていたため引用する条項を整理するものです。また、通級による指導の特別の教育課程届出所（第6号様式）において、指導教員名、指導教科等、指導時数及び指導形態の項目を追加するよう県から求められたことから、これらの規定を追加するものでございます。

○教育長

今年の白河第一小学校と表郷小学校の通級指導教室に通っている児童数を教えてください。

○学校教育課長

白河第一小学校は11名です。白河第一小学校には色々な学校から通級指導を受けに来ています。白一小3名、白二小1名、白四小1名、小田川小1名、関辺小2名、信夫二小1名、小田倉小1名となっております。表郷小学校は10名で、すべて表郷小学校の児童であります。

○教育長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

この児童達は小学校で指導を受けるため、中学校に進学した後は通級がないかと思いますが、指導のフォローや継続といったものは何か工夫をされているのか、また現状について聞かせてください。

○学校教育課長

継続した指導が必要だという要望を校長先生方からももらっているところですが、現状中学校での設置はございません。通級指導の適否については、就学指導審議会で審議をされ、そして保護者と相談しながら、その指導をできるように求めていくところですが、今のところできていません。他地区で巡回型の通級指導があるという話も聞いており、そういったことが実現できないかどうか検討をしているところです。

○教育長

主に障害はADHDの子が多いのでしょうか。

○学校教育課長

はい。本市の場合はADHDの通級ということで行っています。

○教育長

週に1回程しか行かないのですが、それでも効果はあります。自分の感情をコントロールするなどのソーシャルスキルのことを学び、これによって集団の変化に馴染めるようになってきています。

○高橋委員

通級というのは、学校側が通級の必要性を判断し、児童に進めるものなのでしょうか。

○学校教育課長

学校側で、その児童について通級を行う方が良いという協議があります。それをもとに、就学指導審議会という専門の先生方で審議していただく組織にお諮りすることになります。審議会より専門的な助言をいただき、決めていくこととなります。

○高橋委員

保護者は通級を勧められた場合に、抵抗というものはあるのでしょうか。

○学校教育課長

抵抗がある場合もあります。ただ、審議会に諮る前に、学校は保護者に審議会の意見を聞いてよいか十分に話をしますので、審議会の結果の通りに進んでいます。

○高橋委員

審議会に諮る前に先生が保護者にお話をしてくれているのですね。分かりました。

○教育長

他にございますか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

16ページをご覧ください。議案第8号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則」についてお諮りします。

この規則はALTの就業等に関するもので、妊産婦で健康診査を受ける場合や、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体や胎児の健康保持に影響があると認める場合には、特別休暇を認める規定がありましたが、今年度からALTの身分が会計年度任用職員になったことで、職員と同様に職務に専念する義務の免除としての扱いを受けることができるため、条文を整理するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「令和4年度成年年齢引下げ後の成人式について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第9号「令和4年度成年年齢引下げ後の成人式について」を説明させていただきます。成年年齢を18歳に引き下げる内容の民法の改正が令和4年4月1日より施行されます。これを踏まえまして、令和4年度以降の成人式についての取決めを決めたいと思

います。

まず、成人式の目的でございますが、人生の節目を迎える青少年を祝福するとともに、成人としての意識を高め、その自覚と責任において社会に貢献することを促すものでございます。

対象年齢としましては現行通り20歳と考えております。当該年度に20歳を迎える方です。開催日につきましては、現行通り成人の日の前日とし、1月3連休の中日にしたいと思っております。20歳を成人とする理由ですが、進学や就職を控え、精神的・金銭的負担が大きい18歳で式典を開催するのではなく、進学や就職が一区切りついた20歳のほうが、参加しやすい状況にあり、より多くの青少年を祝福できるためです。また、18歳ですべての権利が現在の成人と同等に認められるのではなく、飲酒・喫煙は20歳からですので、同年齢が引き続き重要な節目となるためです。それと、成人式の実施に法的根拠は無く、開催趣旨である「成人としての意識」を促すとともに、地域全体で「祝い励ます」という点から、旧友との再会や地域とのつながりを再認識する場とし、郷土への愛着を深めてもらう機会創出の場とするために、現行通りの20歳にしたいと考えております。

参考までに20ページに成人式の時期や在り方に関する報告書と18歳意識調査といった資料がございます。令和4年度以降の成人式の年齢を20歳とする回答が9割以上となっております。また、開催時期については、1月3連休中とする回答が7割以上というのが、全国都道府県の調査結果となっております。県内の白河を除く12市の状況につきましては、4市が対象年齢を20歳とすることを決定しております。西白河郡4町村についても対象年齢を20歳とすることで検討を行っているところです。なお、名称につきましては、今後、白河市成人式実行委員会等で検討したいと考えておりますが、成人式ではなく「二十歳（はたち）のつどい」など成人という言葉を使わない名称になるのではないかと考えております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「白河市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

22ページをご覧ください。議案第10号「白河市スポーツ推進審議会委員の任命について」を説明させていただきます。

白河市スポーツ推進審議会委員につきましては、令和3年3月31日に現在の委員の任期が満了しますので、4月1日から令和5年3月31日までの委員を任命するというので、一覧表の1から12のうち、11名を記載させていただきました。

まず1番目、鈴木秀俊さん。NPO法人白河市体育協会の理事となっております。廣瀬和子さん。この方もNPO法人白河市体育協会の理事です。入谷みちこさん。白河市スポーツ推進委員です。須永敏行さん。白河市スポーツ推進委員会の委員長となっております。菅原幸夫さん。白河市スポーツ少年団本部本部長となっております。篠崎俊一さん。白河市スポーツ少年団本部監事となっております。7番ですが、西白河小中学校長連合協議会の白河班長の方がなることになっておりますが、現在決まっておられませんので、これにつきましては4月の定例会のなかで任命させていただきたいと考えております。横村伸夫さん。一般社団法人白河医師会副会長です。角田敏幸さん。表郷地域の代表です。熊田一三さん。大信地域の代表です。高橋一与さん。東地域の代表です。鈴木吉一さん。学識経験者です。以上11名を任命したいと考えております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

読み上げられた11名のうち、何名の方が再任命となっておりますか。

○生涯学習スポーツ課長

6名の方が再任命です。新任の方は、1番鈴木秀俊さん、6番篠崎俊一さん、9号角田敏幸さん、11番高橋一与さん、12番鈴木吉一さんです。

○沼田委員

審議会の活動内容についても教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

白河市スポーツ推進審議会におきましては、スポーツ推進法に基づきまして、白河市スポーツ推進計画というものを作っております。その計画を作成することが主な業務となっております。また、毎年2回程度会議を行い、激励金交付の報告や体育施設改修の報告等を行っています。

○沼田委員

年齢が高い方が多いと思いますが、ベテランの方以外にも新しい方の目星もつけておいた方が良いのかと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

確かに年齢が高い方が多いかと思えます。理事などの役職に就いている方は、時間に自由がきく方が多く、仕事を退職された方々が活動されていることが多いのかと感じております。今後新しい計画の策定に当たる際には、若い方も入れるよう検討していきたいと思えます。

○沼田委員

ありがとうございました。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第11号「中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

今までこの規則にはなかった入館料の減免及びその手続について、第4条として追加する内容となっております。減免の内容ですが、基本的には市が主催する又は共催する事業については全額免除とします。

また、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が園児、児童又は生徒の教育目的のために利用する場合は全額減免とします。

また、心身に障害があると認められる者、これらの者により構成された団体が利用する場合は半額の減免とします。ただし、小人やその介護者は無料とするほか、文学館の利用の促進を図るため教育委員会が特に定める場合は、教育委員会が定める額とします。

また、その他免除することが公益上適当と認める場合は、教育委員会が定める額を免除できるものとします。第2項、第3項については、その手続である申請書の提出等の内容となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

今まで入館料の減免はなかったのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今まで減免を行っていたのですが、規則に盛り込まず、別の内部規程のなかで行っていたため、それを新たに規則のなかに定めるものです。

○沼田委員

ありがとうございます。もう1点ですが、あくまで団体の方が対象であって、個人の方については、減免の対象にならないということでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

障がい者は、個人で半額の減免に該当します。

○沼田委員

分かりました。ありがとうございます。

○高橋委員

第4条第1項第3号の心身に障害があると認められる者ですが、認める場合は、障害者手帳等の提示などで確認するのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

お見込みのとおりです。障害者手帳等を提示していただくことになります。参考までに入館料ですが、大人220円、小人は110円となっておりますので、その半額になります。

○教育長

他にございますか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号は「中山義秀記念文学館の臨時休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第12号「中山義秀記念文学館の臨時休館について」説明させていただきます。

中山義秀記念文学館条例第5条の規定により、中山義秀記念文学館を臨時休館とします。

理由につきましては、中山義秀文学賞贈呈式・記念講演会開催のため。日時につきましては、令和3年4月11日日曜日となっております。なお、こちらの贈呈式につきましては、大信庁舎の大ホールで開催する予定となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。コロナで延期になっていたものが4月11日に決定されたというものです。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第12号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「図書館の臨時休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館長

議案第13号「図書館の臨時休館について」をご説明いたします。白河市立図書館規則第6条第2項の規定により、図書館を臨時休館とします。理由は、議案第12号で述べられております中山義秀文学賞贈呈式・記念講演会開催のためです。対象施設は大信図書館で、日時につきましては同様でございます。この講演会の開催のために館全体で人が動きますので、休館とするものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第13号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取組や課題など、説明が必要であると思われる事案についてご報告いただきます。まずは、教育総務課より補足事項を報告願います。

(教育総務課長より報告)

○教育長

続きまして、「大信小学校統合の進捗状況について」、学校統合準備室より報告をお願いします。

(学校統合準備室長より報告)

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○沼田委員

1 ページの大信小学校の校章についてです。とても良い校章だと思いますが、上部の葉については、大信地区に由来のあるものなのでしょうか。

○学校統合準備室長

「大」の上の葉については、信夫一小の校章を逆にした模様です。信夫一小の校章は、しのぶ草をかたどったもので、5つの葉は開設当時の増見、町屋、上新城、中新城、下新城の5つを示しております。その模様の横の葉については、信夫二小の校章にデザインされているしのぶという葉を取り込んだものです。なお、稲穂と権太倉山については、大屋小の校章に描かれているものです。これらの3つの形を組み合わせ、大信の豊かな自然を表現しているものです。

○瀧澤委員

小学生のジャージは、6年間で何回くらい換えるのでしょうか。

○学校統合準備室長

児童の成長によって違うのでお答えすることが難しいのですが、1年生の時は大きめのものを買って、3年生くらいまでもたせられればと思います。裾の部分が開いているものではなく、保護者の意見を受けて裾が萎むものを採用しております。そのため、大きめのものでも裾を引きずったり、まくったりする必要がなくなります。

○瀧澤委員

統合前の学校で着ていた旧ジャージは、統合後も着て良いのでしょうか。

○学校統合準備室長

3小学校のジャージはどこも青系統ですので、統合後もそのまま着ていただいて問題ありません。

○沼田委員

校歌を聞かせていただいて、とても良い校歌だと思いました。複雑なメロディではないので、子どもたちが聴いてすぐに歌えそうで、丁度よい長さかと思いました。ぜひ、すてきな伴奏を付けて完成させていただければと思います。

○高橋委員

私も校歌がすごく素敵だと思いました。歌詞の内容については、決まりということでしょうか。

○学校統合準備室長

歌詞につきましては、校歌としてネガティブな部分があったため、内部で話し合いを行ったうえで、一部手直しをお願いしているところです。また、音楽の先生にも聞いていただき、キーの高さが少し高いと意見をいただいたことから、キーを少し下げてもらおうよう併せてお願いしているところです。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。各課所の取組や課題などについてご意見・ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○高橋委員

成人式の取扱いについてであります。1月の成人の日が休日ではなくなるとか、成人という言葉が変わるなど、成人の日に係る国の動きなどはあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

祝日の名称変更や祝日でなくなるといった情報は入っておりません。

○瀧澤委員

意見等ではありませんが、卒業式に初めて教育委員として出席させていただき、中学校と小学校のコロナ禍における卒業式で感じたことを言わせてください。

まず、表郷中学校に行かせていただき、校長先生をはじめ学校の先生方に大変丁寧待遇していただきました。式典はいろいろと省略がありましたが、校長先生や学校の先生がすごく子どもたちのことを考え、細かなところに気を遣っていただいているということが分かりました。体育館でストーブを焚くと声が聞きにくくなるのですが、子どもたちが発表する送辞や答辞のときはストーブを消すことで、すごく聞こえが良かったです。来賓が教育委員1人であったため緊張しました。来年度以降の来賓のあいさつについては、賛否

あるかと思いますが、私はコロナ禍のなかで、とても素晴らしい卒業式であったと思いました。

また、白河第三小学校の卒業式にも参加させていただきましたが、こちらも校長先生をはじめ大変丁寧に対応していただきました。校長先生の祝辞の時に、子どもたちが回れ右をして保護者の顔を見ることができるように行っていたことが大変良かったです。次第には送辞、答辞が載っていなかったのですが、こちらも子どもたちが回れ右をして、七十数名の一人一人が言葉を分担し、やり取りをしていることもすごく良かったと感じました。コロナ禍のなか、控える部分はあったかと思いますが、校長先生をはじめ学校の先生方、卒業生、在校生が考えてつくった卒業式でとても良かったです。

○沼田委員

私も五箇小学校の卒業式に参加させていただきました。私のなかで気になるのは統合のことばかりで、この子たちが最後の五箇中の中学生になるという思いを感じながら見てきました。校長先生といろいろお話をさせていただいたなかで、そのことも話題になり、保護者の方や子どもたちの様子はどうですか。という質問をさせていただいた時、保護者の方は細かいところを気にされていて、通学のこと、運動着のこと、制服のこと、そういうことが見えないことに不安を感じているみたいだとお聞きしました。統合についてはもちろん賛成ですが、保護者が不安を感じるところをどんどん透明化して欲しいです。今の5年生が今度中学校に上がるまで残り1年であり、そういったことが見えてこない、不安だと思います。少しずつ話し合っているところだと思いますが、保護者の方にも丁寧に説明していただければなと思いました。なので、今の五箇の状況を教えていただければと思います。

○学校統合準備室長

五箇の中学校の統合の今の状況についてですが、次の週末に地区住民説明会を五箇小で開きます。2月にも同校で説明会を開きました。4月になりましたら新たに保護者の代表の方を中心とした組織等をつくり、実際に不安に思っていることなどをお聞きして、風通し良く対応できる体制をつくり対応していきたいと考えているところであります。

○教育長

他によろしいでしょうか。それでは、それでは、残りの議案並びに報告事項について、審議に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。

(非公開)

○教育長

それでは、以上で、白河市教育委員会3月定例会を閉会いたします。

【午後4時59分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年4月21日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員